

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 3 月 17 日

調布市長 長友貴樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月10日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、公園の管理の瑕疵により人身及び物件に損害を与えた事故について、次のとおり和解し、当該事故に係る損害賠償の額を決定する。

- 1 和解及び損害賠償の相手方 調布市在住者
- 2 和解の要旨 別紙和解条項による。
- 3 損害賠償の額 19,571円

和解条項

- 1 市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償の額として、相手方の損害金 65,237 円のうち、過失割合 3割に相当する金 19,571 円の支払義務のあることを認める。
- 2 市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。